

公共施設の緑化の推進に関する手続要綱（本文のみ） 新旧対照表

旧	新（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年横浜市条例第47号。以下「条例」という。）第4条に基づく公共施設の緑化の推進に関し、必要な手続を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱における用語の意義は、条例第4条の施行に関する基準（以下「条例第4条の基準」という。）の例による。</p> <p>（公共緑化等推進計画に関する協議）</p> <p>第3条 敷地面積が500平方メートル以上である公共建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項及び第2項に規定する建築物並びに同条第6項及び第7項の許可を受けた建築物を除く。）を建築しようとする者（建築物の新築又は増築において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する建築物の建築等に関する確認の申請書又は同法第18条第2項に規定する建築物の建築等に関する計画の通知書を提出する者をいう。）及び公共建築物の緑化の認定を受けようとする者は、あらかじめ、当該建築物の敷地内における緑化及び既存の樹木の保存の推進に関する計画を作成し、市長と協議しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物において、当該各号に定める日における当該建築物の床面積の合計の1.2倍を超えない範囲内で増築しようとする者には、適用しない。</p> <p>(1) 都市緑地法第34条第1項に規定する緑化地域内にその敷地が含まれる建築物 当該緑化地域に関する都市計画が定められた日</p> <p>(2) 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年横浜市条例第57</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年横浜市条例第47号。以下「条例」という。）第4条に基づく公共施設の緑化の推進に関し、必要な手続を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱における用語の意義は、条例第4条の施行に関する基準（以下「条例第4条の基準」という。）の例による。</p> <p>（公共緑化等推進計画に関する協議）</p> <p>第3条 敷地面積が500平方メートル以上である公共建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項及び第2項に規定する建築物並びに同条第6項及び第7項の許可を受けた建築物を除く。）を建築しようとする者（建築物の新築又は増築において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する建築物の建築等に関する確認の申請書又は同法第18条第2項に規定する建築物の建築等に関する計画の通知書を提出する者をいう。）及び公共建築物の緑化の認定を受けようとする者は、あらかじめ、当該建築物の敷地内における緑化及び既存の樹木の保存の推進に関する計画を作成し、市長と協議しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物において、当該各号に定める日における当該建築物の床面積の合計の1.2倍を超えない範囲内で増築しようとする者には、適用しない。</p> <p>(1) 都市緑地法第34条第1項に規定する緑化地域内にその敷地が含まれる建築物 当該緑化地域に関する都市計画が定められた日</p> <p>(2) 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年横浜市条例第57</p>

号。以下「地区計画条例」という。)別表第12(あ)欄に掲げる区域(当該区域に係る地区整備計画(都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の5第2項第1号に掲げる地区整備計画をいう。)において、当該区域を2以上の地区に区分している場合は、同表(い)欄に掲げる地区。以下同じ。)内にその敷地が含まれる建築物 同条例において当該区域又は地区に係る緑化率の限度が定められた日

3 第1項の計画は、条例第4条の基準に適合するものでなければならない。

(公共緑化協議の申出)

第4条 前条第1項の規定による協議(以下「公共緑化協議」という。)をしようとする者は、公共緑化協議(変更)申出書(第1号様式)の正本及び副本に、それぞれ別表第1に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。次条に規定する公共緑化協議結果通知書の交付後に、当該公共緑化協議の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する図書のほかに必要と認める図書を添付させ、又は不要と認める図書の添付を省略させることができる。

(公共緑化協議の成立)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申出があった場合において、当該申出の内容が条例第4条の基準に適合しているときは、公共緑化協議の成立を認め、公共緑化協議結果通知書(第2号様式)を当該申出をした者(以下「公共緑化協議申出者」という。)に交付するものとする。

号。以下「地区計画条例」という。)別表第12(あ)欄に掲げる区域(当該区域に係る地区整備計画(都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の5第2項第1号に掲げる地区整備計画をいう。)において、当該区域を2以上の地区に区分している場合は、同表(い)欄に掲げる地区。以下同じ。)内にその敷地が含まれる建築物 同条例において当該区域又は地区に係る緑化率の限度が定められた日

(3) 第1号又は第2号に掲げる建築物以外の建築物 平成16年9月1日

3 第1項の計画は、条例第4条の基準に適合するものでなければならない。

(公共緑化協議の申出)

第4条 前条第1項の規定による協議(以下「公共緑化協議」という。)をしようとする者は、公共緑化協議(変更)申出書(第1号様式)の正本及び副本に、それぞれ別表第1に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。次条に規定する公共緑化協議結果通知書の交付後に、当該公共緑化協議の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する図書のほかに必要と認める図書を添付させ、又は不要と認める図書の添付を省略させることができる。

(公共緑化協議の成立)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申出があった場合において、当該申出の内容が条例第4条の基準に適合しているときは、公共緑化協議の成立を認め、公共緑化協議結果通知書(第2号様式)を当該申出をした者(以下「公共緑化協議申出者」という。)に交付するものとする。

<p>(公共緑化協議の取下げ及び取りやめの届出)</p> <p>第6条 公共緑化協議申出者は、第4条第1項の規定による公共緑化協議の申出を取り下げようとするときは、公共緑化協議取下届出書(第3号様式)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 公共緑化協議申出者は、前条の規定により公共緑化協議が成立した後において、当該公共緑化協議に係る建築物の建築を取りやめようとするときは、あらかじめ、公共緑化協議取りやめ届出書(第4号様式)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。</p>	<p>(公共緑化協議の取下げ及び取りやめの届出)</p> <p>第6条 公共緑化協議申出者は、第4条第1項の規定による公共緑化協議の申出を取り下げようとするときは、公共緑化協議取下届出書(第3号様式)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 公共緑化協議申出者は、前条の規定により公共緑化協議が成立した後において、当該公共緑化協議に係る建築物の建築を取りやめようとするときは、あらかじめ、公共緑化協議取りやめ届出書(第4号様式)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。</p>
<p>(公共緑化完了届出書)</p> <p>第7条 公共緑化協議申出者は、成立した公共緑化協議に基づく建築物の敷地内における緑化及び既存の樹木の保存に係る工事が完了したときは、速やかに、公共緑化完了届出書(第5号様式)の正本及び副本に、それぞれ別表第2に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 第4条第2項の規定は、前項の規定による図書の添付について準用する。</p>	<p>(公共緑化完了届出書)</p> <p>第7条 公共緑化協議申出者は、成立した公共緑化協議に基づく建築物の敷地内における緑化及び既存の樹木の保存に係る工事が完了したときは、速やかに、公共緑化完了届出書(第5号様式)の正本及び副本に、それぞれ別表第2に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 第4条第2項の規定は、前項の規定による図書の添付について準用する。</p>
<p>(手続のみなし規定)</p> <p>第8条 一の公共建築物について、公共緑化協議申出者が同時に条例第9条第1項の規定による緑化協議(以下「緑化協議」という。)又は都市緑地法施行規則(昭和49年建設省令第1号)第42条第1項の規定による都市緑地法(昭和48年法律第72号)第35条、第36条の規定、地区計画条例第19条若しくは第20条の規定に適合していることを証する書面の交付の申請(以下「適合証明申請」という。)を行い、かつ、当該緑化協議(緑の環境をつくり育てる条例第9条の施行に関する基準(以下「条例第9条の基準」という。)第9条の規定の適用を受けた場合を除く。)又は適合証明申請において、条例第4条の基準第4条に規定する別表に定められた公共建築</p>	<p>(手続のみなし規定)</p> <p>第8条 一の公共建築物について、公共緑化協議申出者が同時に条例第9条第1項の規定による緑化協議(以下「緑化協議」という。)又は都市緑地法施行規則(昭和49年建設省令第1号)第42条第1項の規定による都市緑地法(昭和48年法律第72号)第35条、第36条の規定、地区計画条例第19条若しくは第20条の規定に適合していることを証する書面の交付の申請(以下「適合証明申請」という。)を行い、かつ、当該緑化協議(緑の環境をつくり育てる条例第9条の施行に関する基準(以下「条例第9条の基準」という。)第9条の規定の適用を受けた場合を除く。)又は適合証明申請において、条例第4条の基準第4条に規定する別表に定められた公</p>

物の緑化率を満たしている場合（公共緑化協議が同基準第7条の規定の適用を受けた場合を除く。）は、第4条から前条までの手続を行ったものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、公共緑化協議が条例第4条の基準第7条の規定の適用を受け、かつ、緑化協議が条例第9条の基準第9条の規定の適用を受けた場合は、第4条から前条までの手続を行ったものとみなすことができる。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

（施行期日）

1 この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の公共施設の緑化の推進に関する手続要綱第4条第1項の規定により申出が行われた同要綱第3条第1項の規定による協議については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 30 年 12 月 3 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の公共施設の緑化の推進に関する手続要綱第4条第1項の規定により申出が行われた同要綱第3条第1項の規定による協議については、なお従前の例による。

共建築物の緑化率を満たしている場合（公共緑化協議が同基準第7条の規定の適用を受けた場合を除く。）は、第4条から前条までの手続を行ったものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、公共緑化協議が条例第4条の基準第7条の規定の適用を受け、かつ、緑化協議が条例第9条の基準第9条の規定の適用を受けた場合は、第4条から前条までの手続を行ったものとみなすことができる。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

（施行期日）

1 この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の公共施設の緑化の推進に関する手続要綱第4条第1項の規定により申出が行われた同要綱第3条第1項の規定による協議については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 30 年 12 月 3 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の公共施設の緑化の推進に関する手続要綱第4条第1項の規定により申出が行われた同要綱第3条第1項の規定による協議については、なお従前の例による。

<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の公共施設の緑化の推進に関する手続要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の公共施設の緑化の推進に関する手続要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。</p>
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和4年5月31日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の公共施設の緑化の推進に関する手続要綱第4条第1項の規定により申出が行われた同要綱第3条第1項の規定による協議については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和4年5月31日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の公共施設の緑化の推進に関する手続要綱第4条第1項の規定により申出が行われた同要綱第3条第1項の規定による協議については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の公共施設の緑化の推進に関する手続要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。</p> <p>3 この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の公共施設の緑化の推進に関する手続要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。</p> <p>3 この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則 この要綱は、令和6年5月22日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和6年12月20日から施行する。</p>	<p>附 則 この要綱は、令和6年5月22日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和6年12月20日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和8年3月5日から施行する。</u></p>

別表 1、2 略	別表 1、2 略
第 1 ～ 5 号様式 略	第 1 ～ 5 号様式 略